

令和8年度 第30468号 高島市地域おこし協力隊員募集・採用・活動支援等
業務委託 仕様書

1. 業務の目的等

本業務は、地域おこし協力隊の設置に関して、募集プロジェクトの企画・設計、効果的な情報発信による隊員の誘致、適切な選考・採用の実施、着任後の円滑な伴走支援および地域の受入環境の整備を一貫して行い、良質な隊員の確保と定着、および持続性ある地域の活性化を図ることを目的とする。

2. 業務名等

- (1) 業務名 令和8年度 第30468号
高島市地域おこし協力隊員募集・採用・活動支援等業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 業務場所 高島市内

3. 業務内容

本業務は、地域おこし協力隊員の募集・採用、活動支援等業務に関する以下の業務を遂行することとする。なお、今年度、採用する地域おこし協力隊の人数は最大5人とし、業務スケジュールについては、概ね「仕様書別紙スケジュールおよび役割分担表」のとおり実施するものとする。

※年度中に採用人数が5人に満たないと判明した場合は、市と受託者とが協議を行い、その後の方針(業務内容・委託料等)を定めることとします。

業務内容	想定される具体的な業務
① 導入準備業務	
・募集プロジェクトの企画・設計	本業務を達成するための各種業務、スケジュール、人員配置等を企画・設計します。
・関係者(地域・団体等)への説明	隊員募集の目的・概要・期待される効果に関係者へ説明し、協力依頼を行い、合意形成を図ります。
・プロジェクト(ミッション)の設定	地域の現状、課題、ニーズ等の調査・分析を行い、5つ以上のミッションを提案いただいた中から募集する隊員が取り組むべきミッションの設定を行います。そのうち、退任後の地域への定着を見据え、起業を目指せるミッションの設定もを行います。 また、フリーミッションでの隊員募集についても検討します。

<ul style="list-style-type: none"> 市職員向け研修会の開催 	<p>市の関係部署への研修会を開催します。説明会は下記のような内容が想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域おこし協力隊の趣旨や制度についての基礎知識。 隊員との効果的なコミュニケーション方法。 受け入れ地域での課題解決の進め方や具体事例の紹介。
<ul style="list-style-type: none"> 募集要項作成 	<p>隊員募集に係る要項の作成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 募集の目的、対象者、募集人数、期間、活動内容、応募条件、報酬、応募方法などの明記が想定されます。
② 募集業務	
<ul style="list-style-type: none"> 広報ツールの制作（ウェブサイト、SNS、フライヤー、動画等） 	<p>隊員募集に係る広報ツールの制作（ウェブサイト、SNS、フライヤー、動画等）等を行います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 民間メディアを活用した採用広報 	<p>様々な民間メディアを活用し、募集内容について広く周知します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 応募検討者からの質問対応 	<p>質問窓口の設置、ウェブサイト等へのQ&Aページの作成を行います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 募集説明会（オンライン説明会等）開催 	<p>募集説明会（オンライン説明会等）の開催等により、応募を検討している方へ募集内容について説明する機会を設けます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 応募検討者との個別相談対応 	<p>相談窓口の設置を行い、面談、オンラインミーティング、電話、メール等で対応できる体制を整備します。</p>
③ 選考・採用業務	
<ul style="list-style-type: none"> 各選考プロセス（書類選考、面談・面接、現地視察等）の企画運営と対応 	<p>各種選考プロセスの1次審査（書類審査）、2次審査（WEB面接）の実施、現地視察（候補者と地域のマッチング）の企画、最終面接の実施（市と共同）、選考結果の通知・次ステップの案内等を行います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 移住およびその後の活動に必要な各種サポート（生活環境、移動手段ほか） 	<p>移住準備サポート（住居確保、入居手続き、水道・電気・ガスなどの契約、インターネット環境等の整備支援等）や移動手段（車の手配等）のサポート等、活動環境の整備サポートを行います。</p>
④ 活動支援業務	
<ul style="list-style-type: none"> 関係者（地域・団体等）との関係性の構築 	<p>隊員の活動する地域や団体等への挨拶回りを企画し、隊員との関係性の構築を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 隊員着任後のコーディネート・伴走支援 	<p>初期オリエンテーション等を実施し、地域課題と隊員の役割、活動方針の詳細を説明、隊員の活</p>

	動範囲における連携先のコーディネート（例：住民自治協議会、商工会、農協、地元の有志団体）を行います。また、活動計画の立案サポートや定期的なフォローアップ、問題対応のサポート、隊員同士交流等の伴走支援を行います。
・定期面談（カウンセリング・メンタルケア等含む）	定期面談を実施し、活動の進捗確認、メンタルケアを行い、心身のコンディションの維持や活動を効果的に進めるためのケアを実施します。
・隊員の活動費のチェック、隊員による実施報告書の作成支援・確認	隊員の活動費のチェック、隊員が活動の成果や課題を市や関係者に報告する際の報告書の作成支援を行います。

4. 業務実施体制

委託業務全体を掌理し、進捗状況を管理するとともに、委託業務を効果的、効率的に実施できる体制を構築すること。

5. 事業報告書等の提出

- (1) 受託者は、業務期間内に次のものを作成し、市に提出すること。
- (2) 提出にあたっては、紙媒体と電子媒体で各1部提出すること。
 - ・着手届 1部
 - ・工程表 1部
 - ・施業計画書 1部
 - ・業務実績報告書（様式任意） 1部
 - ・作成に関連した資料 1部
- (3) 業務実績報告書の様式は、A4版、横書きとし、紙媒体は左綴じとする。
- (4) 市は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

6. 概算払い

市が事業を遂行するうえで必要と認めたときは、受託者は委託料の一部を概算払いにより請求することができる。

7. 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務の目的達成のために、主体的に事業改善を図り、適正な業務を行うこと。
- (2) 関係法令を遵守すること。

8. 情報管理

- (1) 個人情報の取り扱いについては、別記1「個人情報取扱業務委託特記事項」を守らなければならない。万が一事故等があった場合には、直ちに市へ報告すること。

- (2) 受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、契約期間中はもとより、契約終了後においても同様とする。

9. 再委託の禁止

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して、または仕様書等における主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定および技術的判断等をいう。
- (2) 受託者は、再委託にあたっては、あらかじめ市の承諾を得なければならない。
- (3) 再委託をする場合、受託者は、再委託等先に本業務の契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、市に対して、再委託等先の全ての行為およびその結果について責任を負うものとする。

10. 高島市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

- (1) 受託者は、施行について暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）から不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けたときは、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、警察が行う必要な捜査に協力するものとする。
- (2) 受託者は、前項の規定により通報を行った場合は、速やかに通報書（別記様式第1号）により高島警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。
- (3) 受託者は、以上のことについて、下請負人（すべての協力者を含む。）に対して、十分に指導を行うものとする。
- (4) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

11. その他留意事項

(1) 第三者の権利侵害

受託者は、本業務の実施にあたり、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(2) 記載外事項

本業務に関しては、契約書および本仕様書に基づき実施することとし、特に定めのない事項または本仕様書について疑義が生じた場合、市と受託者とが協議して定めるものとする。

(別記1)

個人情報取扱業務委託特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守し、適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、また同様とする。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損等の防止その他の個人情報の適切な管理のために、法その他関係法令に基づき、安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の措置に係る規定等を整備するとともに、管理責任者および業務従事者の管理体制および実施体制ならびにこの契約による業務を処理するための個人情報の管理の状況に係る自己点検に関する事項等の必要な事項を定め、甲から報告を求められた場合は、書面により甲に通知しなければならない。

(従事者への監督および教育の実施)

第4 乙は、この契約による業務の処理に関し、個人情報を取り扱う従事者を明確にし、当該従事者が本特記事項を遵守するように監督するとともに、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項について、教育および研修をしなければならない。

(取得の制限)

第5 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(取扱制限)

第6 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う権限を有する従事者およびその従事者に付与する権限を必要最小限のものとし、取り扱う権限を有しない従事者に個人情報の取り扱いをさせてはならない。

(目的外利用および第三者への提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示または承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約による業務の目的以外の目的で利用または第三者に提供してはならない。

(消去等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報または個人情報が記録されている媒体（端末およびサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合

は、甲の指示に従い、当該個人情報の復元または判読が不可能な方法により当該個人情報
情報の消去または当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(複製等の制限)

第9 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の複製および送信ならび
に個人情報が記録されている媒体の個人情報を取り扱う事務を実施する区域外への
送付または持ち出しをしてはならない。ただし、甲の指示または承諾がある場合は
、この限りでない。

(再委託等の制限)

第10 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものと
し、甲の承諾を得た場合に限り、その取り扱いを再委託先（再委託先が乙の子会社
である場合を含む。）に委託することができる。再委託先が再々委託を行う場合を
含む（再々委託先が再委託先の子会社である場合を含む。）、以降もまた同様とす
る。

(再委託先等の安全管理措置)

第11 乙は、再委託を行う場合は、再委託先に対して本特記事項における安全管理
措置を講じさせなければならない。再委託先が再々委託を行う場合を含む、以降も
また同様とする。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、または乙自
ら取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等（第9ただし書の規定
により複製したものを含む。）を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、または引
き渡し、もしくは第8に規定する消去または廃棄をするものとする。ただし、甲が
別に指示したときは、その方法によるものとする。

(点検および実地検査等)

第13 乙は、甲から報告を求められた場合は随時に、乙がこの契約による業務を処
理するための個人情報の取扱状況および本特記事項の遵守状況について点検を実施
し、甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱状況および本特
記事項の遵守状況について、随時実地により乙に対して検査を行うことができる。

3 乙がこの契約による業務の処理を再委託する場合は、乙を通じて、または甲によ
り前項の検査を実施する。再委託先が再々委託を行う場合を含む、以降もまた同様
とする。

4 乙は、前3項に定める点検または実地検査の結果、甲からこの契約による業務を
処理するための個人情報の取り扱いに関して改善を指示された場合は、その指示に
従わなければならない。

(事故発生時等における対応)

第14 乙は、本特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを
知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本特記事項に違反した者に対し、法令または内部規程その他関係規程に基
づき厳正に対処しなければならない。

(損害賠償)

第15 乙は、本特記事項に違反したことにより甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

注1 「甲」は高島市を、「乙」は受託者をいう。

2 個人情報に係る業務の処理の委託の実態に即して、適宜必要な事項を追加するものとする。